

水質測定計画の位置づけ

公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視するにあたり、測定を統一的視点から総合的に行うため、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項により、知事は、水質の測定について、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、測定項目、測定地点及びその他必要な事項を定めた水質測定計画を作成している。

→水質汚濁防止法第 16 条（測定計画）

都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

また、測定を実施する国（国土交通省北陸地方整備局）及び県、金沢市は、当該計画に従って水質の測定を行い、その結果を知事に送付することとなっている。

→水質測定の実担

国 : 1 級河川（手取川、梯川）の直轄区間
金沢市 : 市の区域
県 : その他の区間

→水質汚濁防止法第 16 条第 4 項

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

当該計画は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項であるため、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項により、知事からの諮問により環境審議会が意見を述べることができ、本日、お諮りしているものである。

→水質汚濁防止法第 21 条（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。